

議案第 59 号

城陽市コミュニティセンター条例の一部改正について

城陽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出
(2023 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

城陽市コミュニティセンター条例（平成2年城陽市条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後																																																		
<p>(施設の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>城陽市立東部コミュニティセンター</td> <td>城陽市寺田正道152番地</td> </tr> <tr> <td>城陽市立青谷コミュニティセンター</td> <td>城陽市市辺五島7番地の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">使用する施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>城陽市立東部コミュニティセンター</td> <td>城陽市寺田正道152番地</td> <td>第6条に定める城陽市立東部コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>城陽市立青谷コミュニティセンター</td> <td>城陽市市辺五島7番地の1</td> <td>第6条に定める城陽市立青谷コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地	城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の1	略		名称	位置	使用する施設	略			城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地	第6条に定める城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の1	第6条に定める城陽市立青谷コミュニティセンター	略			<p>(施設の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>城陽市立東部コミュニティセンター</td> <td>城陽市寺田正道152番地の1</td> </tr> <tr> <td>城陽市立青谷コミュニティセンター</td> <td>城陽市市辺五島7番地の82</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">使用する施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>城陽市立東部コミュニティセンター</td> <td>城陽市寺田正道152番地の1</td> <td>第6条に定める城陽市立東部コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>城陽市立青谷コミュニティセンター</td> <td>城陽市市辺五島7番地の82</td> <td>第6条に定める城陽市立青谷コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地の1	城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の82	略		名称	位置	使用する施設	略			城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地の1	第6条に定める城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の82	第6条に定める城陽市立青谷コミュニティセンター	略		
名称	位置																																																		
略																																																			
城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地																																																		
城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の1																																																		
略																																																			
名称	位置	使用する施設																																																	
略																																																			
城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地	第6条に定める城陽市立東部コミュニティセンター																																																	
城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の1	第6条に定める城陽市立青谷コミュニティセンター																																																	
略																																																			
名称	位置																																																		
略																																																			
城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地の1																																																		
城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の82																																																		
略																																																			
名称	位置	使用する施設																																																	
略																																																			
城陽市立東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152番地の1	第6条に定める城陽市立東部コミュニティセンター																																																	
城陽市立青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7番地の82	第6条に定める城陽市立青谷コミュニティセンター																																																	
略																																																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東部コミュニティセンター及び青谷コミュニティセンターについて、土地の分筆に伴い、所在地番が変更になったことから、城陽市コミュニティセンター条例（平成2年城陽市条例第18号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11

略

参考資料

城陽市コミュニティセンター条例の一部改正条例要綱

1 改正理由

東部コミュニティセンター及び青谷コミュニティセンターについて、土地の分筆に伴い、所在地番が変更になったことから、各施設の位置を改正するもの。

2 改正の内容

東部コミュニティセンターの施設の位置について、寺田正道152番地から寺田正道152番地の1に変更する。

青谷コミュニティセンターの施設の位置について、市辺五島7番地の1から市辺五島7番地の82に変更する。

3 施行期日

公布の日